

年度
年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書

区	通知書番号	税額変更理由

本年度において、公的年金から特別徴収(引落し)の方法によって徴収する額は次のとおりです。

徴収月と金額	年4月	年6月	年8月
	円	円	円
	年10月	年12月	年2月
	円	円	円

市民税・県民税・森林環境税の税額を地方税法及び神戸市市税条例の規定によって、本書のとおり決定しましたので、お知らせします。

年 月 日 神戸市長



※4月・6月・8月に実際に徴収する額は、昨年度の通知書において特別徴収(引落し)することを通知した額であり、上記の金額と異なる場合があります。徴収金額と上記の金額に差異があった場合は、改めて通知いたします。

あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、来年度税額として 年4月・6月・8月の各月に、公的年金から右の金額を特別徴収(引落し)の方法によって徴収します。

特別徴収年税額
円

翌年度仮徴収額
(年)

4月	円
6月	円
8月	円

問合先 郵便番号
電話 078()

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称
特別徴収を行う公的年金の種類

●所得金額(①)の内訳 ※それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています。

所得区分	所得金額 円	変更前所得金額 円
総所得金額の内訳		
営業(等)		
農業		
不動産		
配当		
給与所得(給与収入)	()	()
雑(年金所得等)		
(公的年金等収入)	()	()
総合譲渡・一時		
純・雑繰越損失		
小計		
分離課税所得金額の内訳		
山林・退職所得		
短期譲渡		
控除一般		
軽減		
長期譲渡		
控除一般		
特定		
軽減		
株式等		
譲渡		
上場		
非上場		
上場配当		
繰越損失		
先物		
雑所得		
取引		
繰越損失		
条約利子・配当		

●所得控除額(②)の内訳

所得控除区分	所得控除額 円	変更前所得控除額 円
基礎		
障害者		
寡婦等		
勤労学生		
配偶者・扶養		
配偶者特別		
雑損		
医療費		
社会保険料		
小規模企業共済等		
生命保険料		
地震保険料		
所得控除額計		

●人的控除の内訳

区分	内訳	変更前	区分	内訳	変更前
基礎			同居老人		
本人			扶養老人		
特別			特定		
他			他		
寡婦			ひとり親		
ひとり親			扶養特別障害		
勤労学生			障害		
配偶者			他		
老人					
他					

(内訳欄に*印又は人数を表示しています。)

控除対象外	内訳	変更前
16歳未満の扶養親族数		

●減免コード

変更後	変更前

※軽減が適用されている場合に減免コードを記載しています。詳細は裏面をご覧ください。

●課税標準額(①-②)

区分	課税標準額 円	変更前課税標準額 円
総所得		
短期譲渡		
長期譲渡		
株式・先物		
山林・退職		
条約利子・配当		

●税額控除額(③)の内訳

区分	市民税(円)	県民税(円)
調整		
住宅借入金等		
外国税額		
配当		
配当割株譲割		
寄附金		
所得割調整		
合計		

●税額

[所得割額(課税標準額×税率-税額控除額)+均等割額-減免額]+森林環境税額

内訳	決定税額		変更前税額		増減額	
	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)
税額控除前所得割額(①)						
税額控除額計(③)						
税額控除後所得割額(①-③)						
均等割額						
減免額						
差引合計						
森林環境税額						
年税額						
徴収方法						
普通徴収税額(納付書等による納付額)						
給与からの特別徴収税額						
年金からの特別徴収税額						
徴収月と税額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
()内は変更前	月()	月()	月()	月()	月()	月()

税額控除前所得割額①は課税標準額(①-②)のそれぞれの区分ごとに税率をかけたものの合計です。

市民税・県民税が納めすぎとなった場合、その額を還付し、他の未納の市税(市民税、固定資産税、軽自動車税等)に充当し、又は未納の森林環境税の委託納付に充てます。後日、過納金還付兼充当通知書を送付します。